

鳥取大学附属学校部長候補適任者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学部局長選考等規則（平成26年鳥取大学規則第76号。以下「選考等規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、鳥取大学附属学校部長候補適任者（以下「部長候補適任者」という。）の推薦を求められた場合の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 附属学校部長は、部長候補適任者を選考するため、選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 附属学校部長

二 校（園）長 4人

三 鳥取大学附属学校部運営委員会規則第3条第1項第3号の委員

3 前項に掲げる委員が部長候補適任者の候補となったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、附属学校部長をもって充てる。ただし、前条第3項により附属学校部長が委員を辞任した場合は、その他の委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(成立要件)

第4条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開くものとする。

(部長候補適任者の選出)

第5条 選考委員会は、部長候補適任者（3人以内）を選出し、鳥取大学附属学校部運営委員会に報告するものとする。

(部長候補適任者の決定)

第6条 鳥取大学附属学校部運営委員会は、選考委員会の選考結果に基づき、原則として複数名の部長候補適任者を決定する。

(学長への推薦)

第7条 附属学校部長は、前条の部長候補適任者を学長に推薦する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部長候補者の選考に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第21号）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第2号）

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附 則（平成19年鳥取大学附属学校部規則第10号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年鳥取大学附属学校部規則第 11 号）
この規程は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。